

公的研究費等の運営・管理に関する基本方針

(平成27年7月9日)

最高管理責任者(学長)決定

姫路獨協大学(以下「本学」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日 文部科学大臣決定)に基づき、本学における公的研究費等の適正な管理・運営のため、以下のとおり公的研究費等の管理・運営に関する基本方針を定め公表いたします。

1 機関内の責任体系の明確化

公的研究費等の運営・管理を適正に行うために不正防止対策に関しては本学の内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を本学の内外に周知・公表します。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が行われる可能性が常にあるという前提の下に、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ります。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止します。

4 研究費の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行い、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理します。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、公的研究費等の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表します。

6 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実行します。

以上